川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成27年 2 月19日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 川崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第46条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 制定要旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本体施設が地域密着型特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設に置くべき医師等の職員の配置基準を緩和し、及び川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。